



発行 東京都

目次

告示

- 指定障害児通所支援事業者の廃止……………一
- ……………(福祉保健)局障害者施策推進部居住支援課……………一
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………二
- ……………(同)……………二

告示(選)

- 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十年分)……………三
- ……………(平成二十一年分)……………三
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十二年分)……………四
- ……………(平成二十三年分)……………四
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十四年分)……………五
- ……………(平成二十五年分)……………五
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十六年分)……………六
- ……………(平成二十七年分)……………六
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十八年分)……………七
- ……………(平成二十九年分)……………七
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………九
- ……………(同)……………九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………九
- ……………(生活文化)局都民生活部地域活動推進課……………九
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一〇
- ……………(同)……………一〇

告示

東京都告示第千四百六十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の十九第二項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人 未来こどもランド	すまいる・キッズ	練馬区谷原5-22-2 MKLビル1階	平成26年5月31日

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人 よりみちくらぶ	よりみちくらぶ コブタの家	杉並区清水1-24-7	平成26年4月1日
特定非営利活動法人 未来こどもランド	すまいる・スプラウト	練馬区高野台3-12-9 メゾン・ド・サントロベ1階	平成26年5月31日
特定非営利活動法人 未来こどもランド	すまいる・ツリー	練馬区谷原5-22-2 MKLビル2階	同上

●東京都告示第千四百六十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月二十九日

東京都知事 舩添 要一

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社TIE	SPARK STUDIO羽根木	世田谷区羽根木2-26-2 羽根木イースト1階	平成26年6月1日
株式会社LITALICO	総合幼児教室Leafジュニア板橋教室 総合発達コース	板橋区板橋1-49-1 板橋センタービル3階	同日
社会福祉法人未来こどもランド	すまいる・キッズ	練馬区谷原5-22-2 MKLビル1階	同日
株式会社ツバサ	児童発達支援・放課後等デイサービス つばさクラブ東水元	葛飾区東水元5-24-1	同日
株式会社福祉教育プロア	グランス聖蹟桜ヶ丘駅前教室	多摩市関戸1-12-4 純麗ビル6階	同日
株式会社LITALICO	総合幼児教室Leafジュニア門前仲町教室 総合発達コース	江東区福住1-17-8 東亜門前仲町ビル4階	平成26年7月1日
株式会社トリプル・エース	プレミア・ケア・ジュニア芦花公園店	世田谷区南鳥山1-16-19-1階	同日
株式会社トリプル・エース	プレミア・ケア・ジュニア阿佐ヶ谷店	杉並区阿佐ヶ谷南2-32-9-1階	同日
特定非営利活動法人ADDS	ADDS Kids 1st教室	杉並区荻窪5-16-14 カパビル5階	同日
株式会社フォアグリーン	きたせんじゅステップ第2	足立区千住芳町38-8	同日
株式会社LITALICO	総合幼児教室 Leafジュニア八王子教室 総合発達コース	八王子市東町3-11 プレイル八王子ビル6階	同日
社会福祉法人どろんこ会	発達支援つむぎ 吉祥寺ルーム	武蔵野市吉祥寺南町2-5-4 仁愛ビル2階	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社TIE	SPARK STUDIO羽根木	世田谷区羽根木2-26-2 羽根木イースト1階	平成26年6月1日
AHCグループ株式会社	テラス児童デイサービス高島平	板橋区高島平7-43-2 Fortress. U101号室	同日
株式会社三ツ和	にじ色くらぶ	練馬区高松6-5-8 フジハイムII102	同日
社会福祉法人未来こどもランド	すまいる・ツリー	練馬区谷原5-22-2 MKLビル2階	同日
社会福祉法人未来こどもランド	すまいる・スプラウト	練馬区高野台3-12-9 メゾンドサントロベ1階	同日
株式会社ツバサ	児童発達支援・放課後等デイサービス つばさクラブ東水元	葛飾区東水元5-24-1	同日
日本福祉研究所株式会社	広伸会 西新小岩教室	葛飾区西新小岩4-29-8 1階	同日
一般社団法人いもむしクラブ	放課後等デイサービス いもむしクラブ	国立市富士見台1-7-1-1-114	同日
一般社団法人恒伸会	こもれび	府中市美好町1-18-5 萩原ビル3階	同日

株式会社福祉教育フロア	グランドアス監獄桜ヶ丘駅前教室	多摩市関戸1-12-4 桜屋ビル6階	同日
株式会社トリプル・エース	プレミア・ケア・ジュニア 芦花公園店	世田谷区南島山1-16-19-1階	平成26年7月1日
株式会社トリプル・エース	プレミア・ケア・ジュニア 阿佐ヶ谷店	杉並区阿佐ヶ谷南2-32-9-1階	同日
特定非営利活動法人フレンズ	キッズステーションフレンズ	板橋区桜川2-28-31	同日
株式会社フォーグリーン	きたせんじゅステップ第2	足立区千住寿町38-8	同日
株式会社カルナ	アポロキッズクラブ	葛飾区白鳥三丁目31-9	同日
一般社団法人リュミエール	Bambou	八王子市大和田町4-5-4	同日
株式会社ハッピー・ホーム	ドリムボックス立川	立川市柴崎町5-8-1 リバーサイドアプス1階	同日
株式会社つぼみ	つぼみクラブ	町田市本町田2973-7 本町田マリンビル202号	同日
株式会社ナカミチ	ナカミチ 児童デイサービス本町田	町田市本町田2020-5	同日
株式会社イーエックス	放課後等デイサービス WING 日野駅前	日野市日野本町3-11-5 IMビル202号室	同日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年十月二十九日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨 (平成20年分)		政治団体の収支報告書の要旨 (平成21年分)	
政治団体の名称	中塚さちよと歩む会	政治団体の名称	中塚さちよと歩む会
報告年月日	平成26年 7月15日	報告年月日	平成26年 7月15日
1 収入総額	190,054 円	1 収入総額	148,054 円
前年繰越額	104,054	前年繰越額	70,054
本年収入額	86,000	本年収入額	78,000
2 支出総額	120,000	2 支出総額	120,000
(翌年への繰越額)	70,054	(翌年への繰越額)	28,054
3 本年収入の内訳		3 本年収入の内訳	
寄附の総額	86,000	寄附の総額	78,000
政党匿名分を除く寄附の額	86,000	政党匿名分を除く寄附の額	78,000
個人からの寄附	18,000	個人からの寄附	11,000
政治団体からの寄附	68,000	政治団体からの寄附	67,000
4 支出の内訳		4 支出の内訳	
経常経費	120,000	経常経費	120,000
事務所費	120,000	事務所費	120,000
5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)		5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)	
(寄附者)		(寄附者)	
(政治団体からの寄附)	(金額) 円	(政治団体からの寄附)	(金額) 円
民主党東京都第6区総支部	68,000	民主党東京都第6区総支部	67,000
	世田谷区		世田谷区
	(事務所の所在地)		(事務所の所在地)

●東京都選挙管理委員会告示第百二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十

二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年十月二十九日

東京都選挙管理委員会

<p>政治団体の名称 中塚さちよと歩む会          報告年月日 平成26年 7月15日</p> <p>1 収入総額 189,054 円          前年繰越額 28,054          本年収入額 161,000</p> <p>2 支出総額 120,000          (翌年への繰越額) 69,054</p> <p>3 本年収入の内訳          寄附の総額 161,000          政党名分を除く寄附の額 161,000          個人からの寄附 36,000          政治団体からの寄附 125,000</p> <p>4 支出の内訳          経常経費 120,000          事務所費 120,000</p> <p>5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)          (寄附者)          (政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地)          民主党東京都第6区総支部 125,000 世田谷区</p> <p>収入総額及び支出総額がともにない政治団体          政治団体の名称 報告年月日</p>	<p>森たかゆき後援会          平成26年 7月24日</p>	
--	--	--

●東京都選挙管理委員会告示第百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年十月二十九日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨 (平成23年分第7回)	1 収入総額 前年繰越額 本年収入額	2 支出総額 (翌年への繰越額)
政治団体の名称 中塚さちよと歩む会 報告年月日 平成26年 7月15日	20,000 円 0 20,000	0 20,000
1 収入総額 前年繰越額 本年収入額	151,054 円 69,054 82,000	3 本年収入の内訳 寄附の総額 政党匿名分を除く寄附の額 政治団体からの寄附
2 支出総額 (翌年への繰越額)	120,000 31,054	20,000 20,000 20,000
3 本年収入の内訳 寄附の総額 政党匿名分を除く寄附の額 個人からの寄附 政治団体からの寄附	82,000 82,000 6,000 76,000	
4 支出の内訳 経常経費 事務経費	120,000 120,000	
5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) (寄附者) (政治団体からの寄附) 民主党東京都第6区総支部		
(金額) 円 (事務所の所在地) 76,000 世田谷区		
政治団体の名称 森たかゆき後援会 報告年月日 平成26年 7月24日		

●東京都選挙管理委員会告示第百三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十

二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年十月二十九日

東京都選挙管理委員会

政治団体の名称 (平成24年分第4回)	政治団体の収支報告書の要旨	政治団体の名称 新宿区長選挙の投票率を50%にする会
政治団体の名称 上杉裕之後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 上杉 裕之 資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員 報告年月日 平成26年 5月19日	1 収入総額 298,000 前年繰越額 0 本年収入額 298,000 2 支出総額 297,000 (翌年への繰越額) 1,000 3 本年収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 2,000 (2人) 寄附の総額 46,000 政党匿名分を除く寄附の額 46,000 個人からの寄附 46,000 借入金 250,000 上杉 裕之 250,000 4 支出の内訳 経常経費 297,000 備品・消耗品費 297,000 政治団体の名称 清水ひとえと未来を創る会 報告年月日 平成26年 8月13日	1 収入総額 388,776 前年繰越額 0 本年収入額 388,776 2 支出総額 388,776 (翌年への繰越額) 0 3 本年収入の内訳 寄附の総額 388,776 政党匿名分を除く寄附の額 388,776 個人からの寄附 248,776 政治団体からの寄附 140,000 4 支出の内訳 経常経費 73,877 備品・消耗品費 14,894 事務所費 58,983 政治活動費 314,899 組織活動費 313,000 調査研究費 1,899 5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの) (寄附者) (個人からの寄附) (金額) (住所) 清水 仁恵 248,776 調布市 (政治団体からの寄附) (金額) (事務所所在地) 民主党東京都第22区 140,000 調布市 総支部
報告年月日 平成26年 7月22日	政治団体の名称 中塚さちよと歩む会 報告年月日 平成26年 7月15日	政治団体の名称 新宿区長選挙の投票率を50%にする会 報告年月日 平成26年 7月22日
1 収入総額 757,054 前年繰越額 31,054 本年収入額 726,000 2 支出総額 120,000 (翌年への繰越額) 637,054 3 本年収入の内訳 寄附の総額 726,000 政党匿名分を除く寄附の額 726,000 個人からの寄附 5,000 政治団体からの寄附 721,000 4 支出の内訳 経常経費 120,000 事務所費 120,000 5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)	1 収入総額 206,000 前年繰越額 206,000 本年収入額 0 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 206,000	1 収入総額 206,000 前年繰越額 206,000 本年収入額 0 2 支出の内訳 経常経費 120,000 事務所費 120,000 5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)

<p>(寄附者)</p> <p>(政治団体からの寄附)</p> <p>民主党東京都第6区総支部</p>	<p>(金額)</p> <p>円</p> <p>721,000</p>	<p>(事務所の所在地)</p> <p>世田谷区</p>
<p>政治団体の名称 森たかゆき後援会</p>		
<p>報告年月日 平成26年 7月24日</p>		
<p>1 収入総額</p>	<p>円</p> <p>115,000</p>	
<p>前年繰越額</p>	<p>20,000</p>	
<p>本年収入額</p>	<p>95,000</p>	
<p>2 支出総額</p>	<p>0</p>	
<p>(翌年への繰越額)</p>	<p>115,000</p>	
<p>3 本年収入の内訳</p>		
<p>寄附の総額</p>	<p>95,000</p>	
<p>政党署名分を除く寄附の額</p>	<p>95,000</p>	
<p>政治団体からの寄附</p>	<p>95,000</p>	
<p>4 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)</p>		
<p>(寄附者)</p>		
<p>(政治団体からの寄附)</p>	<p>(金額)</p> <p>円</p>	<p>(事務所の所在地)</p>
<p>民主党東京都第7区総支部</p>	<p>76,000</p>	<p>中野区</p>



●東京都選挙管理委員会告示第百三十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十六年十月二十九日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

- 特別養護老人ホーム ケ 多摩市永山三丁目十二番二号 アプラザたま
- 特別養護老人ホーム ケ 多摩市永山三丁目十二番二号 アプラザたまアネックス
- ケアハウスシャングリラ 多摩市永山三丁目十二番二号

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条

において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十九日 東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人たつた一つの命
- 三 代表者の氏名 西尾 裕子
- 四 主たる事務所の所在地 東京都武蔵野市境南町一丁目二十四番十号ⅠA
- 五 定款に記載された目的 この法人は、家族愛・人類愛の啓もう、青少年の健全育成に関する事業により人々に命の大切さを訴え、エイズ(AIDS)撲滅・予防、自殺予防、いじめ・非行の防止のために寄与することを目的とする。

また、政府、地方公共団体、教育機関、国内外で目的を同じくする個人・諸団体との連絡、連携、共同作業により公益的社会的貢献を成し、人命を尊重する平和な世界のために寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人西新井間税会
- 三 代表者の氏名

小泉 公男

四 主たる事務所の所在地 東京都足立区鹿浜七丁目一番一号 四〇一

五 定款に記載された目的 この法人は、西新井税務署管轄区域内の市民を中心として、広く国民に対し税の意義や役割についての啓蒙活動を行うことにより、消費税等間接税の適正な申告納税制度の確立と納税道義の高揚を図り公正な税制・円滑な税務行政の確立に寄与し、あわせて経営の健全な発展を図るとともに、地域社会の健全な発展、まちづくりの推進に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人学習学協会
- 三 代表者の氏名 本間 正人
- 四 主たる事務所の所在地 東京都文京区大塚四丁目四十八番八号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、学習学の研究および、あらゆる分野の学習者に対して学習学の普及を目的とする。「学習学」とは「人間にとって最も基本的な行為である『広い意味での学習』について、学習者の立場に立って、体系的に研究する科学」であり、既成の「教育学」を超える学問分野である。学習学の理念研究と学習資源の開発、情報交

換、国内外の研究者との国際交流・協力活動を通じて、地球規模の学習社会の実現に寄与することを旨とする。  
(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人インクルージョン推進機構
- 三 代表者の氏名  
大野 弥
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都立川市上砂町五丁目六十一番地の二十 ヴェルデ上砂三〇五号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者、高齢者、ホームレス生活者、又その家族など社会的な援護を必要とする方々に対して、生活支援、就労支援、相談支援等、社会参入に必要な支援事業を行い、ソーシャル・インクルージョンの理念のもと、すべての人々が社会に包み込まれ支え合って行けるよう活動し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ジービーパートナーズ
- 三 代表者の氏名  
松井 昭

四 主たる事務所の所在地  
東京都港区新橋一丁目十八番二号 明宏ビル本館四階

五 定款に記載された目的  
この法人は、職業や人生で得た豊富な知識や経験を持つシニア世代が活躍できる機会を創出し、それにより様々な社会的課題の解決に取り組んでいるNPOや若い世代をサポートすることで、将来の世代により良い社会を引き継ぐことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請について  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十六年十月二十九日  
東京都知事 舛 添 要 一
- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人なかよく
- 三 代表者の氏名  
齋藤 和俊
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区祖師谷六丁目二十五番二十五号 椎山荘六号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者の就学・就職・自立・社会参加に

寄与するとともに、障害者に関する施策の研究と普及・社会啓発・権利擁護を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人DFL東京
- 三 代表者の氏名  
多田 哲也
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都福生市武蔵野台一丁目一番地七 センチュリー武蔵野台三〇三号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、震災被災者に対して、仮設住宅居住者また被災者個人と各地元企業の収入・収益に関与するイベント事業を年間三回以上の開催を目標に行い各被災地の仮設住民また地元企業の活性化と地元の経済効果向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人総合鑑定学協会
- 三 代表者の氏名  
國分 眞一期
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都世田谷区北烏山六丁目五番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、現在の事象に対してのみでなく、将来のまだ見ぬ事象に対する不安や恐怖を持ち人生に悩む人々に対し、系統的な知識の集積により形成されてきた総合鑑定学を用い、占いのような偶然性を排除し、現実性のもとに不安要素を取り除き、同時に、総合鑑定学の学術的發展を目指し研究を進め、それにより得られた新たな知見を広めるために、講習等を通じて人材育成を行い、広く一般市民が心の不安や恐怖から解放され、安心して生きられる社会づくりを目指すことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京YWCA福祉会

三 代表者の氏名

栗林 和子(坂口 和子)

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区坂下一丁目三十四番地二十五 公益財団

法人東京YWCA板橋センター

五 定款に記載された目的

この法人は、キリスト教の精神に基づき、ひとりひとりの尊厳が重んじられ、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域の中で豊かに生活できるようにすることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 112-0002